

総社市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 5 日

総社市長 片 岡 聡 一

総社市条例第 2 8 号

総社市行政財産使用料徴収条例の一部を改正する条例

総社市行政財産使用料徴収条例（平成 1 7 年総社市条例第 5 8 号）の一部を次のように改正する。
次の表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「追加項号」という。）を加える。
次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項号及び別表の表示を除く。）を加える。
次の表の改正後の欄中別表の表示に下線が引かれた別表を加える。

改 正 後	改 正 前
（使用料の額等の特例） 第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合における使用料の額は，当該各号に定める額とする。 （1）及び（2）略 <u>（3）総社市庁舎管理規則（平成 1 7 年総社市規則第 5 号）第 2 条に規定する市役所の会議室等を使用する場合 別表の左欄に掲げる区分に応じ，それぞれ同表の右欄に定める額</u> 2 前項第 1 号及び第 2 号の使用料の額については，使用期間が 1 年に満たないときは，月割計算により算定するものとする。この場合において，使用期間が 1 月に満たないときは，1 月として算定するものとし，1 件の使用料が 1 0 円に満たないときは，1 0 円とする。 3 略 <u>4 第 1 項第 3 号の使用料の額については，使用時間に 1 時間未満の端数があるときは，その端数時間を 1 時間とみなして算定するものとする。</u> （加算金） 第 5 条 略 <u>2 前条第 1 項第 3 号の規定により会議室等を使用する場合において，使用</u>	（使用料の額等の特例） 第 4 条 前 2 条の規定にかかわらず，次の各号に掲げる場合における使用料の額は，当該各号に定める額とする。 （1）及び（2）略 2 前項の使用料の額については，使用期間が 1 年に満たないときは，月割計算により算定するものとする。この場合において，使用期間が 1 月に満たないときは，1 月として算定するものとし，1 件の使用料が 1 0 円に満たないときは，1 0 円とする。 3 略 （加算金） 第 5 条 略

改 正 後	改 正 前								
者が入場料を徴収するときは、同号に規定する使用料の額の5割に相当する額を当該使用料の額に加算して徴収する。 3 前条第1項第3号の規定により会議室等を使用する場合において、使用時間を超過して使用したときは、当該使用時間を超過して使用した時間に係るものに限り、同号に規定する使用料の額の5割に相当する額を当該使用料の額に加算して徴収する。 4 前項の加算金の額については、使用時間を超過して使用した時間に1時間未満の端数があるときは、その端数時間を1時間とみなして算定するものとする。 別表（第4条関係） <table><tr><th>区 分</th><th>使用料の額（1時間当たり）</th></tr><tr><td>床面積 150 m²以上のもの</td><td>1,500 円</td></tr><tr><td>床面積 25 m²以上 150 m²未満のもの</td><td>700 円</td></tr><tr><td>床面積 25 m²未満のもの</td><td>100 円</td></tr></table>	区 分	使用料の額（1時間当たり）	床面積 150 m ² 以上のもの	1,500 円	床面積 25 m ² 以上 150 m ² 未満のもの	700 円	床面積 25 m ² 未満のもの	100 円	
区 分	使用料の額（1時間当たり）								
床面積 150 m ² 以上のもの	1,500 円								
床面積 25 m ² 以上 150 m ² 未満のもの	700 円								
床面積 25 m ² 未満のもの	100 円								

附 則

この条例は、令和7年7月1日から施行する。